

平成27年（行ウ）第13号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件  
福岡地方裁判所第1民事部合議係 御中

## 新・生存権裁判福岡訴訟（生活保護基準引下げ違憲訴訟）

### 公正な審理を求める要請書

厚生労働省は2013年8月から2015年4月までの1年9ヶ月で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引下げを行いました(削減額 670 億円)。生活保護利用者の96%の世帯に影響が及ぶ前例のない引き下げです。

今回の引下げは、極めて不当なものです。第1は、所得階層第1・十分位（最下層の1割）との比較で、「生活保護基準の方が高い」との理由による削減です(削減額 90 億円)。この階層は、元々、生活保護基準以下の人達が多数存在する階層です。これを理由にすれば、保護費は際限なく引下げられます。第2は、2008（平成20）年との比較で物価が下がったとの理由によるものです(削減額 580 億円)。この間に物価が下がっているのは、ノートパソコン、カメラなど生活保護利用者とは無関係の品物です。ジャガイモ、タマネギ、即席スープなど生活に欠かせない食料品は値上げになっています。引下げは、生活実態に基づかない不当なものです。

厚労省の試算によると、今回の引下げで、30代夫婦と9才の3人世帯（都市部）で16万円から14.5万円に1.5万円の減少、70代夫婦の2人世帯（都市部）で、10.8万円から10.5万円に0.3万円の減少となっています。子どもが多いほど過酷な内容です。

惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとの付き合いを減らすなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。これは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対してその努力を義務づけている憲法第25条に明瞭に違反したものです。

また、生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免の基準の基にもなっています。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

お 名 前	住 所

「いかんよ貧困！福岡の会」 生活保護基準引下げ・年金引下げ違憲訴訟を支援する福岡の会  
取扱い団体＝福岡県生活と健康を守る会連合会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-7 第3ファイブビル103号  
電話 (092) 631-6651 FAX (092) 631-6681